

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第2号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関等の名称
一般社団法人日本砕石協会
- 2 登録、失効等の事由の別
法人の代表者の交代による法人の代表者の氏名の変更
変更前 才田 善之
変更後 越智 良幸
- 3 代表者の氏名
越智 良幸
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
一般社団法人日本砕石協会 栃木県支部
所在地
栃木県佐野市葛生東1丁目13番21号
- 5 行うことができる技能講習
栃基登第15号 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日
令和7年9月1日

栃木労働局長

